

第 1 節

あらゆる年代の環境学習と実践

1 各主体に望まれる行動

環境保全では、各主体の自主的な行動が大切です。以下はその例です。これらのような行動が広まり、定着するよう、町民、事業者、町が協力、連携して、ともに取り組んでいくこととします。

町民・事業者に望まれる行動の例

基本方針 1 低炭素社会の構築

できることから省エネルギーに取り組むとともに、世界が目指しているクリーンエネルギーへの転換にも目を向けて、二酸化炭素排出を削減しましょう。

町民の行動

【参加や協力】

- 国民運動「クール・チョイス」に参加しましょう。
- 「うちエコ診断（環境省 家庭エコ診断制度）」に参加しましょう。

【移動】

- 近所への外出は、なるべく歩くか自転車を使いましょう。
- できるだけ公共交通を活用しましょう。
- エコドライブを心がけましょう。
- マイカーを低燃費のものにしましょう。

【家電】

- 待機電力の節電、不在時に消すなど、電気や燃料の節約に努めましょう。
- 冷暖房温度の設定を控え目にしましょう。
- 冷蔵庫の置き方や使い方に気を付けましょう。
- 照明を LED に切り替えましょう。
- 家電を省エネ型のものにしましょう。

【給湯、水道】

- 家族が続けてお風呂に入るなど、お湯の節約につとめましょう。
- 給湯器を高効率なものにしましょう。
- 省資源や節水、雨水利用に努めましょう。

【住宅、エネルギー】

- 緑のカーテンで冷房の省エネに取り組みましょう。
- 住宅の断熱化、高气密化に取り組みましょう。
- 太陽光発電や太陽熱利用を導入しましょう。

等

事業者の行動
(事業体としての
町役場を含みます)

【組織、経営】

- 国民運動「クール・チョイス」に参加しましょう。
- クールビズ・ウォームビズに努めましょう。
- 従業員の省エネ省資源や節水の行動を普及定着させましょう。
- 業種・業態に応じて、業務上の省エネ、生産性の向上に取り組ましましょう。
- 規模に応じて環境マネジメントを導入しましょう。

【移動、輸送】

- 車両のエコドライブを心がけましょう。
- できるだけ公共交通を活用しましょう。
- 車両を低燃費のものにしましょう。

【機器】

- 待機電力の節電、不在時に消すなど、電気や燃料の節約に努めましょう。
- 冷暖房温度の設定を控え目にしましょう。
- 照明をLEDに切り替えましょう。
- 機器や設備を省エネ型のものにしましょう。

【建物、エネルギー】

- 建物のエネルギー効率向上に取り組ましましょう。
- 雨水利用や水の再利用・循環利用に取り組ましましょう。
- 太陽光発電や太陽熱利用を導入しましょう。

等

基本方針 2 循環型社会の形成

ごみを減らし、資源の再利用、再生利用を進めましょう。

町民の行動	【ごみ出し】 ● ごみ出しは、定められた日時や場所、分別方法などを守りましょう。 ● ごみステーションを汚さないように、動物に荒らされないようにしましょう。 【ごみの削減】 ● 食材のむだをなくして、廃棄を減らしましょう。 ● 中古品を活用しましょう。 ● ごみになるものを減らすように努めましょう。 ● 生ごみを減らすために、水切りや自家処理などに取り組みましょう。 ● マイバッグ、マイボトルなど容器包装の削減に取り組みましょう。 ● ものを大切に、なるべく長く使うようにしましょう。 【資源化】 ● 資源の回収活動に協力、参加しましょう。 ● 再生資源を使ったりリサイクル製品を選びましょう。 等
事業者の行動 (事業体としての町役場を含みます)	【ごみ出し】 ■ ごみの適正処理、分別を徹底しましょう。 ■ 事業系ごみをステーションに出さないようにしましょう。 ■ 産業廃棄物や有害物、廃土などの処理を正しく行いましょう。 【ごみの削減】 ■ ペーパーレスなど省資源に取り組みましょう。 ■ マイバッグ、マイボトルなど容器包装の削減に取り組みましょう。 ■ 業種・業態に応じて、業務上の省資源、廃棄物減量化に取り組みましょう。 【資源化】 ■ 資源の回収活動に協力、参加しましょう。 ■ リサイクル製品の選択などグリーン購入に取り組みましょう。 等

基本方針 3 多様な自然との共生

ときがわ町の多様な自然を、大切にしながら活用し、人と生態系との調和を保ちながら、将来にわたって持続させていきましょう。

町民の行動	【自然とのふれあい】 ● 自然に親しみ、自然を守る活動に協力しましょう。 ● 自然に親しみ、正しい知識を持つことに努めましょう。 ● 動植物の種類、地形、水の流れなど、生態系について学びましょう。 【ペット】 ● ペットを捨てる、逃がすことはやめましょう。 ● 違法なペットを飼うことはやめましょう。 等
事業者の行動 (事業体としての町役場を含みます)	【土地保全】 ■ 開発による自然破壊や災害助長、景観悪化を抑えましょう。 ■ 開発には地域の理解を得るようにしましょう。 ■ 農林地の荒廃を防ぎましょう。 【自然とのふれあい】 ■ 自然に親しみ、自然を守る活動に協力しましょう。 等

基本方針 4 地域資源の保全と活用

土地や水の流れ、動植物と生態系、里山や農地、集落地・市街地などの土地利用や建設物、それらの現状を作ってきた歴史文化（時間の流れ）など、地域資源の保全と活用を図り、ときがわ町を将来にわたって持続できる地域にしていきたいと思います。

町民の行動	● 地元の食材や製品を積極的に選びましょう（地産地消）。 ● 森林に親しみ、ときがわ産の木材や木製品を使いましょう。 ● 地域の自然や歴史、景観に親しみましょう。 ● 地域資源を活用する活動に協力しましょう。 等
事業者の行動 (事業体としての町役場を含みます)	■ 地産地消に取り組みましょう。 ■ ときがわ町の木材の活用に取り組みましょう。 ■ 地域の自然や歴史、景観を活かした観光振興に取り組みましょう。 ■ 地域資源を活用する活動に協力しましょう。 等

基本方針 5 安全・安心の確保

公害や不法投棄などによる環境の悪化を防ぎ、自然がもたらす危険をできるだけ回避するなど、私たちが安全・安心に暮らせる環境を保っていきましょう。

町民の行動	【自動車】 ● 近所への外出は、なるべく歩くか自転車を使いましょう。 ● できるだけ公共交通を活用しましょう。 ● エコドライブを心がけましょう。 ● マイカーを低燃費のものにしましょう。 【水、土】 ● 合併処理浄化槽を使いましょう。 ● 浄化槽の維持管理をきちんとしましょう。 ● 油やごみなどを、できるだけ排水に流さないようにしましょう。 ● 洗剤は正しい量を計って使いましょう。 ● 農薬や肥料を使うときは正しい方法で行いましょう。 ● 自然災害に気を付けましょう。 【大気、臭気、音】 ● 野焼きはやめましょう。 ● 騒音や臭気、放置物、害虫発生などで近隣に迷惑をかけないようにしましょう。 等
事業者の行動 (事業体としての町役場を含みます)	【自動車】 ● 車両のエコドライブを心がけましょう。 ● できるだけ公共交通を活用しましょう。 ● 車両を低燃費のものにしましょう。 【水、土】 ● 排気や排水の処理を適正に行いましょう。 ● 土壌や地下水の汚染を防ぎましょう。 ● 化学物質の使用や管理は適正に行いましょう。 ● 農薬や肥料は正しく使い、できるだけ少なくしましょう。 ● 自然災害に気を付けましょう。 【大気、臭気、音】 ● 野焼きはやめましょう。 ● 騒音・振動や臭気、放置物、害虫発生などで近隣に迷惑をかけないようにしましょう。 等

2 環境学習と情報発信

各分野の取り組みや地域資源に関する取り組みを推進するため、環境学習と情報発信に取り組んでいきます。

環境学習と情報発信の例

方法例	【行政】 ◆ 町の広報紙やホームページ ◆ SNS（ブログ、ツイッター、フェイスブックなどのソーシャルメディア） ◆ パンフレットや地図、ガイドブックなどの配布 【学校】 ◆ 学校教育の教科（理科、社会、図画工作、家庭など）や総合的な学習の時間などにおける、環境の視点を取り入れた学習 ◆ 子どもの環境学習のための教材や人材、場の提供 【生涯学習、社会教育】 ◆ 生涯学習、公民館活動における地域や環境に関わる活動 ◆ 催事（イベント）や学習講座の開催、支援 ◆ 体験の機会や場の確保、支援 ◆ 講師などの人材、教材、場所などの確保、支援 等
内容例	◇ ごみや3Rについて ◇ 動物・植物や自然の景観について ◇ 地球温暖化について ◇ 地形や自然災害について ◇ 化学物質や食材の安全について ◇ 地元の産物や名所、観光について ◇ 地域の歴史・地理について ◇ ときがわの木について 等

第 2 節 各主体の連携、協働

1 環境保全活動の促進

自主的な環境保全活動を促進するため、活動支援や交流の場作りに取り組んでいます。

弓立山の企業の森づくり

資料：広報ときがわ（平成 28 年 6 月号）

弓立山の山頂で行われている、(株)ジーテクトの社員のみなさんによる植樹作業です。

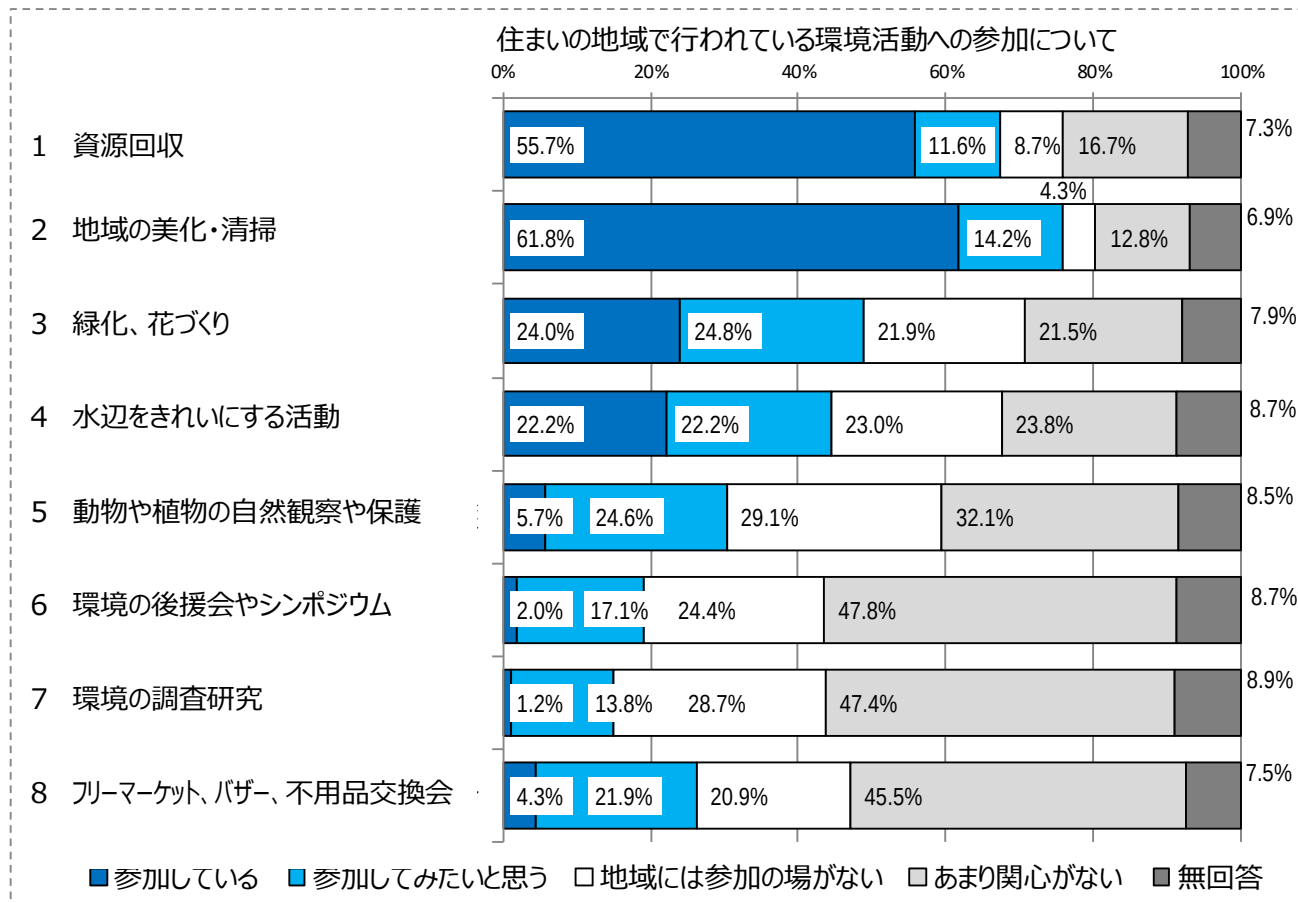
これは「企業の森林（もり）づくり」活動の一環として行われるもので、今回は町の花のミツバツツジや、町の木ヤマモミジを中心とした 100 本の広葉樹の苗木が植えられました。昨年植樹されて 1 年が経過した 500 本以上の苗木の中にはすでに小さな花を咲かせたものもあり、町の新たな花の名所として順調に整備が進んでいます。



町民の住まいの地域で行われている環境活動への参加の状況

本計画の策定に際して行ったアンケートで、住まいの地域で行われている環境活動への参加についてたずねたところ、以下のような結果となりました。

「参加している」が高いものとして、「2 地域の美化・清掃」「1 資源回収」が上位にあり、6 割前後となっています。



2 参加、協働の取り組みの推進

身近な課題の解決や、地域資源の活用に向けて、町民参加や協働による取り組みの推進を図ります。

都幾川に稚魚の放流イベント



地元ときがわの里山で環境体験



第3節 計画の進行管理と情報発信

1 推進体制

(1) 環境調整会議

この計画の推進に際しては、広範多岐にわたる各種の環境施策を総合的、計画的に実施するため、全庁的な推進体制の整備を検討し、関係課による情報交換や相互理解を深め、役割分担についての合意形成に努めます。

(2) 環境審議会

町民や団体の代表からなる環境審議会に対し、計画の進行管理や環境施策などについて、意見を求め施策の展開に反映させて行きます。

(3) 関係機関及び関係団体などとの連携

環境施策を総合的に実施するためには、建設環境課をはじめ、関係各課や地域の各団体の支援や協力が必要です。従来からの環境関連機関・団体との連携を充実していくとともに、事業の実施を通して、それぞれの地域団体などとの協力体制を図っていきます。

2 進行管理と情報発信

第二次ときがわ町総合振興計画と連動して施策・事業の進捗を把握するとともに、町による環境調査、県の環境調査等の情報を整理します。

計画進行の評価については、第二次ときがわ町総合振興計画と連動した評価を指標を用いて行います。

それらの結果について、定期的にとりまとめを行い、公表します。さらに、PDCA（計画→実行→点検→改善の繰り返し）の考え方により、事業の見直しや立案、計画改定に反映を計ります。

これらの情報については、広報やホームページ等で公表するとともに、イベント等の機会を活用して積極的に発信していきます。

基本方針 1 低炭素社会の構築に係る指標

目標指標	現状 2015（H27）年度末	目標値 2021（H33）年度末	担当課
太陽光発電システム設置件数（件）	82	132	建設環境課
県道の歩道設置率（％）	67.3	68.2	建設環境課
公共交通利用不便地域数（箇所）	8	2	企画財政課

基本方針 2 循環型社会の形成に係る指標

目標指標	現状 2015（H27）年度末	目標値 2021（H33）年度末	担当課
年間ごみ排出量（トン）	3,485	3,099	建設環境課
1人1日当りの家庭系ごみ排出量（グラム）	439	398	建設環境課
廃棄物の再資源化率（％）	31.05	33.0	建設環境課

基本方針 3 多様な自然との共生

目標指標	現状 2015（H27）年度末	目標値 2021（H33）年度末	担当課
森林整備面積（ha）	24.6	60.9	産業観光課

基本方針 4 地域資源の保全と活用に係る指標

目標指標	現状 2015（H27）年度末	目標値 2021（H33）年度末	担当課
農業生産額（百万円）	264	300	産業観光課
ときがわブランドの生産物数（品目）	7	7	産業観光課
木材の出荷量（m ³ ）	1,284	1,100	産業観光課

基本方針 5 安全・安心の確保に係る指標

目標指標	現状 2015（H27）年度末	目標値 2021（H33）年度末	担当課
事業所の公害防止協定の締結数（件）	27	33	建設環境課
合併処理浄化槽の普及率（％）	70.57	86.7	建設環境課
不法投棄発生件数（件）	19	15	建設環境課

1 ときがわ町環境基本条例

平成 19 年 3 月 15 日

条例第 9 号

目次

- 第1章 総則(第1条—第6条)
- 第2章 環境の保全に関する基本的施策(第7条—第17条)
- 第3章 環境の保全のための推進体制(第18条・第19条)
- 第4章 環境審議会(第20条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全(環境の回復及び創造を含む。以下同じ。)について、基本理念を定め、並びに町、事業者及び町民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化、オゾン層の破壊、海洋の汚染、野生動物の種の減少その他地球全体又はその広範な部分に影響が及び事態に係る環境の保全をいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動で生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係にある財産並びに動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、現在及び将来の町民が健全で恵み豊かな環境を享受するとともに、安全で健康かつ文化的な生活を将来にわたって維持することができるように、適切に推進されなければならない。

2 環境の保全は、人と自然が共生し環境への負荷の少ない持続的に発展できる社会が構築されるよう適切に推進されなければならない。

3 地球環境の保全は、地域の環境と深くかかわっていることを認識し、すべての日常生活及び事業活動において自主的かつ積極的に推進しなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める環境の保全についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止するとともに、自然環境を適正に保全及び回復するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。
- (1) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、その適正な処理を行うこと。
 - (2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。
 - (3) 事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(町民の責務)

第6条 町民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、町民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

(環境基本計画)

第7条 町長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ町民の意見を聴いた上、ときがわ町環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 町長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第8条 町は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合性を図るものとする。

(環境報告書の作成等)

第9条 町長は、環境の状況、環境の保全に関する施策の実施状況等について、毎年度、報告書を作成し、公表するものとする。

(規制の措置)

第10条 町は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用促進)

第11条 町は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用が推進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(環境の調査)

第12条 町は、環境の状況を把握し、又は環境の保全に関する施策を適正に実施するため必要な調査の実施に努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興等)

第13条 町は、事業者及び町民が環境の保全について理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるように、環境の保全に関する教育及び学習の振興その他必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な環境保全活動の促進)

第14条 町は、事業者、町民又はこれらの者の組織する民間の団体が行う環境の保全に関する自発的な活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第15条 町は、第13条の環境教育及び環境学習の振興等並びに前条の自発的な環境保全活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(町民の意見の反映)

第16条 町は、環境の保全に関する施策を策定する場合には、町民の意見が反映できるよう必要な措置を講ずるものとする。

(地球環境の保全)

第17条 町は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。

2 町は、国、県及び関係機関と連携して、情報の提供等により、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第3章 環境の保全のための推進体制

(推進体制の整備)

第18条 町は、環境の保全に関する施策を総合的に調整し、及び推進するために必要な体制の整備を図るものとする。

(国、県及び他の地方公共団体との協力)

第19条 町は、環境の保全に関し、広域的な取組みを必要とする施策の策定及び実施に当たっては、国、県及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

第4章 環境審議会

(環境審議会の設置)

第20条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、ときがわ町環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) その他環境の保全に関し必要なこと。

3 審議会は、委員10人以内で組織する。

4 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会の議員
- (2) 知識経験者
- (3) 関係行政機関の職員

5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

6 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(ときがわ町環境保全条例の一部改正)

2 ときがわ町環境保全条例(平成18年ときがわ町条例第114号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

2 ときがわ町環境審議会規程

平成 19 年 4 月 1 日

告示第 57 号

(趣旨)

第1条 この告示は、ときがわ町環境基本条例(平成19年ときがわ町条例第9号)第20条第7項の規定に基づき、ときがわ町環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、過半数の委員が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(参考意見の聴取等)

第4条 審議会において必要があると認めたときは、関係人の出席を求め、参考意見を聴くことができる。

2 審議会において必要があると認めたときは、関係場所に立ち入り、調査をすることができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、建設環境課において処理する。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

3 ときがわ町環境審議会名簿

平成30年2月1日現在（敬称略）

氏名	条例第 20 条第 4 項の規定	選出団体等	備考
岡野 茂	町議会議員	総務産業建設常任委員会 会長	副会長
岡本 忠	知識経験者	区長会 会長	
利根川 正一	知識経験者	環境推進委員（旧玉川村地域）	
持田 勇	知識経験者	環境推進委員（旧都幾川村地域）	
鵜野 一郎	知識経験者	町校長会 会長	
山本 悦男	知識経験者	もりんど会長	会長
成尾 耕治	関係行政機関の職員	東松山環境管理事務所 所長	

4 ときがわ町環境基本計画策定の経緯

日付	会議名称等	内容
平成 29 年 9 月 20 日	平成 29 年度 第 1 回ときがわ町環境審議会	○「第二次ときがわ町環境基本計画」策定方法の説明について
平成 29 年 11 月 14 日	平成 29 年度 第 2 回ときがわ町環境審議会	○「第二次ときがわ町環境基本計画」(案) 概要の説明について
平成 29 年 11 月 22 日 ↓ 平成 29 年 12 月 5 日	アンケート実施	○町民アンケート ○事業所アンケート
平成 29 年 12 月 21 日	平成 29 年度 第 3 回ときがわ町環境審議会	○アンケート結果について ○「第二次ときがわ町環境基本計画」(案) 概要の説明について
平成 29 年 12 月 28 日 ↓ 平成 30 年 1 月 30 日	パブリックコメント実施	○町ホームページでデータ公表 ○建設環境課(第二庁舎)で閲覧
平成 30 年 2 月 9 日	平成 29 年度 第 4 回ときがわ町環境審議会	○「第二次ときがわ町環境基本計画」(最終案) の決定について ○「第二次ときがわ町環境基本計画」について(答申)(案) について

5 諮問文

とき建第 762 号

平成 29 年 12 月 21 日

ときがわ町環境審議会会長 様

ときがわ町長 関 口 定 男

第二次ときがわ町環境基本計画(案) について(諮問)

平成 29 年度をもって、ときがわ町環境基本計画後期基本計画の計画期間が終了します。

ついては、平成 30 年度から平成 34 年度を計画期間とする第二次ときがわ町環境基本計画を策定するに当たり、ときがわ町環境基本条例(平成 19 年ときがわ町条例第 9 号)第 20 条第 2 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

6 答申文

平成 30 年 2 月 9 日

ときがわ町長 関 口 定 男 様

ときがわ町環境審議会会長 山 本 悦 男

第二次ときがわ町環境基本計画（案）について(答申)

平成 29 年 12 月 21 日付け、とき建第 762 号で諮問のありました、第二次ときがわ町環境基本計画（案）について、本審議会において慎重に審議・検討を行った結果、妥当と認め、下記のとおり意見を付して答申いたします。

記

- 1 計画の推進に当たっては、「水と緑の豊かな環境を育てるまち ときがわ」の実現を目指し、町民・事業者等の意識高揚を図り、地域性を活かした施策を行っていただきたい。
- 2 各種環境施策の推進については、関係各課が連携のうえ、全庁をあげた推進体制で取り組んでいただきたい。
- 3 環境施策の実施状況等に関わる情報を積極的に発信し、町民・事業者・町が協働して環境施策に取り組めるよう努めていただきたい。